平成２４年（フ）第４７号
東京都新宿区上落合２丁目12―８―102
破産者　鈴木　憲治
1　決定年月日　平成24年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５４号
東京都江戸川区上篠崎２丁目25―７―202
破産者　正木　英樹
1　決定年月日　平成24年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４２８３号
東京都渋谷区南平台町２番７号ＳＴビル５階
破産者　株式会社さわやか保証
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６８３７号
東京都新宿区西新宿７丁目７番26号
破産者　プロフェッショナルパートナーズ株式会社
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９３５０号
大阪市中央区道修町２丁目５番16号
破産者　ブルーリーフ株式会社
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８８１号
大阪市住吉区上住吉１丁目５番７号
破産者　株式会社スタックス
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６０６０号
大阪府吹田市南正雀２丁目38番９号
破産者　株式会社ニッテクコペル
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０８号
岡山県真庭市蒜山上長田405番地18
破産者　有限会社淀金工務店
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第１５５５号
札幌市中央区南４条西６丁目８番３号
破産者　株式会社なかのや
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４３号
茨城県ひたちなか市大字高場545番地９
破産者　株式会社小浜商事
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１６４８６号
東京都三鷹市深大寺１丁目８―36　伸和荘２、開始決定時の住所東京都三鷹市深大寺１丁目１－６－202
破産者　小林　幸策
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６４８７号
東京都三鷹市深大寺３丁目７―14―206、開始決定時の住所東京都三鷹市深大寺１丁目１－６－202
破産者　小林　貴広
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８６４４号
千葉県市川市香取２丁目10―３―106
破産者　村上　　勲
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２７３２号
愛知県春日井市東野町４丁目12番地の６
破産者　有限会社富田建商
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５号
島根県浜田市長沢町521番地２　西平アパート101号室、破産開始決定時の住所島根県浜田市生湯町1286番地３
破産者　上野　　勉
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２２年（フ）第２０６号
岡山市東区西祖232番地３
破産者　佐藤　順子
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８７１号
岡山市中区高島新屋敷54番地１
破産者　平尾　和久
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７４８号
広島市南区大州５丁目９番５―601号
破産者　株式会社西玄工業
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９２号
広島県呉市西中央４丁目４番１号
破産者　株式会社山口組
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１９６号
広島県呉市仁方錦町23番26号
破産者　たけみ汽船株式会社
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１０３号
北海道旭川市４条通17丁目右５号
破産者　有限会社レジデンス一力屋
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３２２号
北海道旭川市永山３条８丁目１番３号
破産者　有限会社土木コンサル・アウトソース
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部